

文 書 名	規 程 第 2 号
文書管理番号	DOC 002-01
制定年月日	2006年11月30日
最終改訂日	<u>2022年12月23日</u>

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

有 機 認 証 業 務 規 程



（ 最終改訂版 ）

2022.12.23版

農林水産省有機 JAS 登録認証機関

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

目 次

第 1 章 総 則

- 第 1 条 （ 目的及び範囲 ） ・ ・ ・ ・ ・ 5
- 第 2 条 （ 認証に関する業務の方針 ）
- 第 3 条 （ 法的地位及び責任 ） ・ ・ ・ ・ ・ 6

第 2 章 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域

- 第 4 条 （ 認証業務の区域 ）
- 第 5 条 （ 事務所の名称及び所在地 ）

第 3 章 認証を行う農林物資の区分及び種類

- 第 6 条 （ 認証を行う農林物資の種類 ） ・ ・ ・ ・ ・ 7
- 第 7 条 （ 認証を行う対象者 ）

第 4 章 認証に関する業務を行う時間及び休日

- 第 8 条 （ 営業日及び営業時間 ） ・ ・ ・ ・ ・ 8
- 第 9 条 （ 認証に関する業務の標準処理期間 ）
- 第 10 条 （ 認証に関する業務の事業年度 ）

第 5 章 認証に関する料金の算定方法

- 第 11 条 （ 認証手数料 ）
- 第 12 条 （ 調査手数料 ）
- 第 13 条 （ 申請書類及び手数料の返還 ）
- 第 14 条 （ 実地調査に係る費用の負担 ）
- 第 15 条 （ 研修等に関する費用 ） ・ ・ ・ ・ ・ 9
- 第 16 条 （ その他の費用の負担 ）

第 6 章 認証に関する業務を行う組織

- 第 17 条 （ 組 織 ）
- 第 18 条 （ 外部委託 ）
- 第 19 条 （ 理事長の責任 ） ・ ・ ・ ・ ・ 10
- 第 20 条 （ 理事長の権限の委譲 ）

第 7 章 認証に関する業務を行う職務

- 第 21 条 （ 認証に関する業務を行う者の職務 ）
- 第 22 条 （ 認証に関する業務を行う者の適格性 ）
- 第 23 条 （ 検査員・判定員及び認証事務局員の任命 ） ・ ・ ・ ・ ・ 11

第 24 条	(検査員・判定員及び認証事務局員の資格)	12
第 25 条	(検査員の権限)	13
第 26 条	(判定員の権限)	
第 27 条	(認証業務を行う者の責任)	
第 28 条	(認証業務を行う者の研修)	14
第 29 条	(認証業務を行う者の倫理)	
第 30 条	(機密保持及び個人情報の保護)	
第 31 条	(禁止業務)	15
第 32 条	(債務及び財務)	

第 8 章 認証の実施方法、認証の取り消しの実施方法、その他の認証に関する業務の実施方法

第 33 条	(認証に関する業務に係る文書の整備及び管理)	
第 34 条	(業務に係る情報の提供)	16
第 35 条	(認証の申請)	
第 36 条	(認証申請の受理及び審査の準備)	
第 37 条	(検査員及び判定員の指名)	17
第 38 条	(実地検査・調査計画書等)	18
第 39 条	(検査・調査の実施)	
第 40 条	(検査・調査結果の報告及び通知)	19
第 41 条	(是正措置)	
第 42 条	(再検査・再調査)	
第 43 条	(審査結果のレビュー)	
第 44 条	(認証の可否の判定)	
第 45 条	(認証契約)	20
第 46 条	(認証証の交付)	23
第 47 条	(判定結果の不服申し立て)	
第 48 条	(再判定と通知)	
第 49 条	(認証事項の確認)	24
第 50 条	(認証事項の確認の不服申し立て)	25
第 51 条	(変更届け及び確認事項の臨時確認調査)	
第 52 条	(情報提供等に基づく認証事項の確認調査)	
第 53 条	(調査結果に基づく判定)	26
第 54 条	(格付業務の停止請求及び格付表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除)	28
第 55 条	(認証事業者の違反に対する対応)	29
第 56 条	(J A S 規格及び認証の技術的基準等の改正)	

第 9 章 認証に関する業務の公正な実施の為に必要な事項

第 57 条	(公平性のリスクの特定)	
--------	----------------	--

第 58 条	(公平性委員会)	
第 59 条	(内部監査の実施)	30

第 60 条	(マネージメントレビュー)	
第 61 条	(不適合業務)	
第 62 条	(外部監査の受け入れ)	

第 10 章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項

第 63 条	(認証事業者の認証番号及び施設の登録番号)	
第 64 条	(講習会の実施)	31
第 65 条	(苦情、異議申し立て及び紛争の処理)	
第 66 条	(認証証及び格付の表示の管理等)	
第 67 条	(輸出証明書の発行業務)	32
第 68 条	(報告及び公表)	
第 69 条	(管轄裁判所)	33
第 70 条	(その他)	

有機認証業務規程

2006年 9月23日 策定
2006年10月22日 改訂
2006年11月16日 改訂
2006年11月30日 施行
2007年 9月18日 改訂
2007年12月10日 改訂
2008年 9月29日 改訂
2009年 4月20日 改訂
2010年12月 1日 改訂
2011年 1月21日 改訂
2012年 8月28日 改訂
2013年11月 1日 施行
2014年 5月 1日 施行
2016年 1月29日 改訂
2016年 5月 1日 改訂
2016年12月 5日 改訂
2017年 4月28日 改訂
2018年10月31日 改訂
2020年 5月15日 改訂
2020年12月23日 改訂

第 1 章 総 則

（ 目的及び適用範囲 ）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会（以下「本会」という。）が定款第7条第1号により、（日本農林規格等に関する法律（1950年法律第175号以下、「JAS 法」という。）に基づいて行う有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（以下、「有機食品」という。）の認証に関する業務についての運営方針、運営体制及び実施方法、その他の認証に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

（ 認証に関する業務の方針 ）

第 2 条 本会が行う認証に関する業務の方針は次の通りとし、全ての業務はこの方針に基づいて行うものとする。

- （1） 認証に関する業務を公平、公正、迅速に行い、登録認証機関としての責務を遂行する。
- （2） 認証に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。

- (3) 認証に関する業務で得られる情報等について、機密保持に係る責任を持ち、全ての情報等について機密保護に必要な適切な管理を行うものとする。
 - (4) 認証に関する業務の機密保持、客観性及び公平性に関して、認証業務以外の業務からの影響の排除に努め、その責任をもつものとする。
 - (5) JAS 制度の適正な運営に寄与する。
 - (6) 本会は、認証に関する業務の運営に影響を及ぼすような営利的、財政的及び人的関係、その他の実質的な影響・圧力に影響されないものとする。
- 2 理事長は、認証に関する業務を公平・公正で透明度の高い認証業務を提供することにより、登録認証機関としての責務を遂行するコミットメントをホームページ等で宣言する事とする。

(法的地位及び責任)

- 第 3 条 本会は、定款第7条第1項(1)の定めるところにより、JAS 法に基づく登録認証機関として登録され、認証に関する業務を行う。
- 2 本会は、登録認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行う全ての認証に関する責任を負う。

第 2 章 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域

(認証業務の区域)

- 第 4 条 本会が認証に関する業務を行う区域は、高知県、徳島県、香川県、愛媛県、岡山県、広島県、兵庫県、大阪府及び和歌山県とする。
- 2 前項の認証に関する業務を行う区域の内、岡山県、広島県、兵庫県、大阪府及び和歌山県については、第7条の認証対象者は、有機飼料及び有機畜産物の生産行程管理者及び同小分けを行う事業者に限るものとする。
- 3 認証事業者において、生産行程の一部を外部委託している場合、その委託先が当該認証業務を行う区域外である場合においても必要に応じて認証業務(検査・調査)を実施する事が出来るものとする。

(事務所の名称及び所在地)

- 第 5 条 本会の事務所の名称は、「特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会(NPO 法人)」(略称 NPO Koa・高有協)と称する。
- 2 本会が認証に関する業務を行う事務所を高知県高岡郡四万十町本堂707番地10 高知県立農業担い手育成センター内に置く。
(郵便番号786-0043 電話番号0880(29)2970 FAX 番号0880(29)2977
- 3 前項の事務所は、第4条の認証に関する業務の区域を全て管轄する。

第 3 章 認証を行う農林物資の区分及び種類

(認証を行う農林物資の種類)

第 6 条 本会が認証を行う農林物資の種類は、「有機農産物」、「有機加工食品」、「有機飼料」、及び「有機畜産物」とする。

(認証を行う対象者等)

第 7 条 本会が認証を行う対象者は、以下の者とする。

- (1) 有機農産物の生産行程管理者
- (2) 有機加工食品の生産行程管理者
- (3) 有機農産物及び有機加工食品の小分けを行う業者
- (4) 有機飼料の生産行程管理者
- (5) 有機畜産物の生産行程管理者
- (6) 有機飼料及び有機畜産物の小分けを行う業者

第 4 章 認証に関する業務を行う時間及び休日

(営業日及び営業時間)

第 8 条 事業所において認証に関する業務を行う営業日及び営業時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 休業日は、毎週土曜日、日曜日及び国民の祝日・祭日、年末の 12 月 29 日から年始の 1 月 3 日まで並びに 8 月 12 日から 8 月 16 日までとする。

3 実地検査（調査）及び臨時確認調査業務を実施する場合並びに判定委員会の開催については、前項の規程に係わらず当該業務を行うものとする。

(認証に関する業務の標準処理期間)

第 9 条 本会の認証業務において、認証申請の受理から判定までの標準的な所要日数は概ね 90 日とする。但し、この処理日数には書類の訂正や文書の往復に要する日数は含まないものとする。

2 認証事項の確認調査（年次調査）に関する業務の標準処理期間は、前項の規程に準じるものとする。

3 異議の申し立てに係る再認証業務及び再調査業務については、第 1 項の規程に係わらず理事長がその都度必要に応じて行う。

(認証に関する業務の事業年度)

第 10 条 本会の業務年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 認証に関する料金の算定方法

（ 認証手数料 ）

- 第 11 条 本会は、第35条第1項に基づく認証申請を受理する場合は、当該申請者から別表1に定める認証手数料を徴収する。
- 2 認証手数料は、原則として本会が認証申請を受理する際に一括して徴収するものとする。
- 3 認証手数料の納付方法は、現金納付、現金書留郵便、銀行振込又は郵便振替によるものとする。

（ 調査手数料等 ）

- 第 12 条 本会は、本会から認証を受けた認証事業者に対し、第49条第1項及び第2項に基づく認証事項の確認調査を実施するときは、認証事業者から別表1に定める調査手数料を徴収する。
- 2 本会は、認証事業者に対し、第51条第1項に基づく認証事項の臨時確認調査を実施するときは、別表2に定める臨時確認調査手数料を徴収する。
- 3 前2項の手数料は、原則として本会が調査を実施する通知を行った後に一括して徴収するものとする。
- 4 調査手数料及び臨時確認調査手数料の納付の方法は第11条第3項に準じる。
- 5 第42条第1項の再検査（再調査）を行った場合は、本条第2項の規程に準じて再検査（再調査）手数料を徴収するものとし、その納付方法は第11条第3項に準じるものとする。
- 但し、再検査（再調査）の必要性の発生原因が、本会に起因する内容である場合には、手数料の徴収は行わないものとする。

（ 申請書類及び手数料の返還 ）

- 第 13 条 本会が受理した申請書類及び認証手数料及び調査手数料並びに臨時確認調査手数料は、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

（ 実地調査に係る費用の負担等 ）

- 第 14 条 本会は、申請者又は認証事業者に以下の費用の負担を要求することが出来る。
- （1） 認証及び認証事項の確認調査、臨時確認調査に際しての実地調査に必要な場所への検査員等の立ち入り及び施設の利用に係る費用の負担を、認証事業者において負担すること。
- （2） 農林物資の調査に必要な資料及び試料の提供に要する費用を、認証事業者において負担すること。
- （3） 実地調査のために必要な製品の積み替え、運搬（送料を含む）、開装又は梱包に要する費用を、認証事業者において負担すること。

（ 研修等に関する費用 ）

第 15 条 本会は、第64条に規定する講習会等の実施に際し、受講者から受講料及び資料代を徴収することが出来る。

2 前項の受講料及び資料代の額は、その内容に応じて理事長が別に定める。

3 認証に関する相談業務は原則として無料で行う。但し、相談業務又はその他の業務に際して配布する資料等について資料代を徴収することが出来る。

（ その他の費用の負担 ）

第 16 条 本会は、認証事業者又はその他の利害関係者から、第33条第2項第9号の財務諸表等の謄本又は抄本の交付請求があった場合、又は電磁的記録を電磁的方法により提供しよう請求があり、当該記録を提供するには当該請求を行った、認証事業者又はその他の利害関係者から、別表4に定める交付手数料を徴収することが出来る。

2 本会は、認証申請に必要な申請書式等の配布、資料の配付、認証証の再発行等の際し、それぞれ理事長が別に定める資料代及び手数料等を徴収することが出来る。

3 第1項の手数料の徴収は、交付と同時若しくは交付請求の受理時に行うものとし、その方法は、第11条第3項に準ずるものとする。

4 本会は、認証事業者が要望する場合において、有機 JAS マークの販売、或いは圃場・事業所等の表示の為の看板等を販売する事が出来る。尚、当該代金は、理事長が別に定める。

第 6 章 認証に関する業務を行う組織

（ 組 織 ）

第 17 条 本会の認証に関する業務を行う組織は、別に定める規程第4号「組織規程」のとおりとする。

（ 外部委託契約 ）

第 18 条 本会は、認証に関する評価業務を外部の機関等に委託は行わない。

2 本会は、認証に関する評価業務を、外部の登録認証機関の検査員又は独立検査員と個別に委託契約が出来るものとする。

3 本会は、前項の委託契約を行う場合は、機密保持及び利害の相反に関する事項を含む契約（別記様式第1号 検査業務委託契約書）を締結すると共に、委託した業務に対する全面的な責任を持ち、判定に関しては本会が自ら実施するものとする。

4 本会は、委託した業務に対する全面的な責任を持ち、認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取り消しに関しては本会が自ら実施する。

5 本会は、委託先の検査員が相応の能力を持ち、関連する基準を遵守するようにさせるものとする。

6 本会は、委託先の検査員（個人が属している機関を含む）が、認証申請者の農産物

の生産又は製品の製造に公平性が損なわれる様な関与をさせない様にするものとする。

7 本会は、認証に関する業務の一部を外部に委託する場合は、あらかじめ当該委託に関して、認証申請者の同意を得ておくものとする。

（ 理事長の責任及び権限 ）

第 19 条 本会の理事長（以下、「理事長」という。）は、認証に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認証に関する業務の実施及び監督並びに認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取り消しに関する決定について、責任及び権限を有するものとし、その他の登録認証機関としての業務の実施に関する責任及び権限を負うものとする。

（ 理事長の権限の委譲 ）

第 20 条 理事長は、その責任において認証に関する業務の実施並びに監督に係る権限を別に定める規程第5号「権限委譲規程」に基づき、代理の者及び委員会等に委譲する事が出来る。

第 7 章 認証に関する業務を行う者の職務

（ 認証に関する業務を行う者の職務 ）

第 21 条 認証に関する業務を行う者の職務は、書類審査及び実地検査（調査）の業務及び検査結果の評価、判定の業務並びに認証に関する業務とする。

2 検査員は、認証の申請に係る検査業務及び認証後に定期的、又は必要に応じて行う認証事項の確認調査に係る調査業務に従事し、書類審査及び実地調査を行い、当該農林物資に係る認証の技術的基準との適合性を審査するものとする。

3 判定員は、前項の検査員の検査結果に基づき、検査結果の評価、認証の為の判定及び調査結果に基づく認証の適合性について調査結果の評価及び判定を行うものとする。

4 検査員及び判定員は、第24条の資格基準に該当する農林物資の検査（調査）及び判定の業務を行う。

但し、小分けに係る認証業務は農林物資の種類に関わらず行う事が出来る。

5 認証に関する業務の内、事務を行う者（以下、「認証事務局員」という。）は、申請書の評価、検査（調査）計画の作成、認証証の発行等の認証業務に関する事務を行う。

（ 認証に関する業務を行う者の適格性 ）

第 22 条 認証に関する業務を行う者は、次の適格性を備えていなければならない。

（1） JAS 法及び関連法令、認証に関する業務の手順及び認証の技術的基準に精通して

いること。

- (2) 認証の対象となる農林物資に関する審査に必要な原則、実務及び技術に係る文書について十分な知識を有していること。
- (3) 登録認証機関の認証業務の実施方法に関する全ての必要な知識を有していること。
- (4) 認証対象の農林物資の生産、製造、小分けに関して適切な専門知識を有していること。
- (5) 認証申請者が、JAS 規格に適合した農林物資を供給出来るかどうかの、検査・評価を行う力量を有していること。
- (6) 文書及び口頭で効果的に意思疎通が出来ること。
- (7) 本会が行う検査員・判定員研修会或いは、本会が指定する機関が行う当該講習会の受講を終了していること。

- 2 本会は、認証に関する業務を行う者の適格性を維持するため、毎年、認証に関する業務を行う者の実務経験、評価、及び研修の結果等について確認し、当該記録（別記様式実務経験及び研修の記録）の作成・保持し、最新の状態を維持するものとする。
- 3 過去4年以内に検査（調査）の実務経験を有しない検査員は、理事長の指名する検査員が実施する検査（調査）に同行する実地検査（調査）研修を修了するものとし、研修の結果等を評価し、且つ当該評価の内容の記録を作成・保持するものとする。
- 4 認証に関する業務を行う者の力量の査定（確認）は、検査結果報告書、判定結果報告書及び事務局内での業務の評価等によって、査定し記録するものとする。
- 5 認証に関する業務を行う者（任命時も含む）の力量の評価の結果、当該評価が不適や不適格の場合は、事務局長に依るヒヤリングや実地検査の同行、或いは判定の補助等を一定期間義務付ける等の措置を講じるものとする。尚、最終的に不適格と再評価された場合にあっては、委嘱の取り下げを行うと共に当該業務に当たらせないものとする。

（ 検査員・判定員及び認証事務局員の任命 ）

- 第 23 条 理事長は、第22条の適格性及び第24条の資格基準を満たし、本会の趣旨に賛同して認証に関する業務を行うことを承諾した者であり、且つ、認証に関する業務の内容を十分に理解出来る者を検査員・判定員及び認証事務局員として任命するものとする。
- 2 検査員・判定員及び認証事務局員には、次条に定める検査員・判定員及び認証事務局員の資格基準を満たし、且つ前条の適格性を有する為に必要な教育・訓練を行い、必要な技術的知識及び経験、力量を有する者を、十分な数任命するものとする。
 - 3 理事長は、検査員及び判定員並びに認証事務局員の任命に当たっては、前条に規定される力量を有している事の確認をもって就任させるものとする。
 - (1) 本会が任命しようとする検査員、判定員並びに認証事務局員に「研修実施規程」第2条に定める研修を受講したとき、又はそれぞれの実務に着手する事前にヒヤリング及び必要に応じて試験或いはレポートを課し、力量の確認を行うと共にその確認結果及び研修を受講したことを同第5条の定める（別記様式第1－1及び第1－2）検査員・判定員及び認証事務局員の実務経験及び研修の記録

に記載するものとする。

- (2) 第24条の資格基準を満たしている者で有り、経歴書での実務経験を有している事の確認と共に評価を行うものとする。
 - (3) 業務規程第22条第2項及び第3項の規程の研修の記録(別記様式実務経験及び研修の記録)により、力量の評価を行うものとする。
 - (4) 理事長は、認証業務に従事する者の任命に当たっては、前条第1項の規程の力量を備えていなければならない。
- 4 理事長は、前項の任命に際して、検査員及び判定員及び認証事務局員に対し、以下の事項を確認する宣誓書(別記様式第2号1)及び就任承諾書(別記様式第2号2)に署名する事を求める。
- (1) 本会が定める規則等に従うこと。
 - (2) 検査員・判定員及び認証事務局員自身並びに雇用主と、個別の申請に伴う認証申請者及び認証事業者との現在及び過去における関係を明言すること。
 - (3) 本会の利害に抵触する事由が発生した場合は、速やかに理事長に報告すること。
- 5 理事長は、検査員を任命したときは、当該検査員に検査員証(別記様式第3号)を交付する。

(検査員・判定員及び認証事務局員の資格)

第 24 条 検査員・判定員及び認証事務局員は、次の各号のいずれかの資格を満たしていなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による、専門学校以上の学校において次項に掲げる農林物資の種類ごとに、それぞれ該当する授業科目の単位を取得して卒業した者で、農林物資の種類ごとに掲げる実務に2年以上従事した、経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による高等、若しくは中等教育学校或いは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において次項に掲げる農林物資の種類ごとにそれぞれ該当する授業科目の単位を取得して卒業した者で農林物資の種類ごとに掲げる実務に3年以上従事した経験を有する者であること。
- (3) 次項に掲げる農林物資の種類ごとに掲げる実務に4年以上従事した経験を有する者であること。

2 農林物資の種類ごとに掲げる授業科目、実務は次のとおりとする。

- (1) 有機農産物及び有機飼料にあっては、農産物の生産に関する授業科目及び有機農産物の認証に関する実務又は農産物の生産に関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。
- (2) 有機加工食品及び有機飼料にあっては、飲食料品の製造又は加工に関する授業科目及び有機加工食品の認証に関する実務又は飲食料品の製造、若しくは加工又はこれらに関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。
- (3) 有機飼料及び有機畜産物にあっては、有機飼料及び畜産物の生産及び製造又は加工に関する授業科目及び有機飼料及び有機畜産物の認証に関する実務又は畜産物

の生産及び製造に関する検査、指導、調査若しくは試験研究の実務。

- 3 検査員・判定員及び認証事務局員は、第22条に規定する適格性を有する為、別に定める規程第6号「研修実施規程」第2条第1項及び第2項の研修を修了していなければならない。
- 4 事務局長は、輸出証明書発行業務を担当することから、証明書発行業務に関する必要な知識を有すること。

（ 検査員の権限 ）

- 第 25 条 検査員は必要に応じて申請者又は、認証事業者の同意を得て圃場又は製造所、事業所に立ち入る事が出来るものとする。
- 2 検査員は、申請者又は認証事業者に対し、実地調査に必要な記録、伝票類、購入資材のラベル、その他必要な試料・資料及び根拠書類等の提出を求める事が出来るものとする。
 - 3 検査員は、書類審査において申請者の不備を見つけたときは、当該申請書の記載を是正するよう指示する事が出来るものとする。
 - 4 検査員は、実地調査に際して申請者又は認証事業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法を除いて必要な指導を行う事ができる。
 - 5 検査員は、検査結果報告書及び調査結果報告書に事実のみを記入し、申請の内容が認証基準に適合するか否かの判定に関与する事は出来ないものとする。
 - 6 検査員は、書類審査及び実地検査（調査）の実施に関して、本会の役員及び職員又は社員の関与を受けないものとする。

（ 判定員の権限 ）

- 第 26 条 判定員は、理事長及び職員又は検査員に対し、判定に必要な記録・書類等の追加提出又は説明を求める事が出来るものとする。
- 2 判定員は、職員に対し資材の生産・販売業者等への、その原料や成分の調査を命じる事が出来るものとする。
 - 3 判定員は、判定に際し検査結果報告書及び調査結果報告書の内容、又は資料等が不十分な場合は、当該判定を保留する事が出来る。又、その場合検査員に対して再調査を要請する事が出来るものとする。
 - 4 判定員は、判定に際し必要な条件を付す事ができる。
 - 5 判定員は、判定に関して、本会の役員及び職員又は社員の関与を受けないものとする。

（ 認証業務を行う者の責任 ）

- 第 27 条 検査員は、検査結果報告書及び調査結果報告書等の記載内容についてその責を負うものとする。但し、実地検査（調査）に際し申請者又は認証事業者が、虚偽の答弁を行った事が明らかになった場合、その責は申請者又は認証事業者に帰すものとする。

る。

- 2 検査員は、検査結果報告書及び調査結果報告書等に、故意に虚偽の記載を行った場合は、その責を負うとともに、本会の検査員としての資格を剥奪されるものとする。
- 3 判定員の判定した結果についての責は、本会がその責を負うものとする。
但し、判定員が虚偽の判定を行った事が明らかになった場合は、その責は判定員に帰すものとし、又判定員の資格を剥奪或いは、委嘱を取り消すものとする。
- 4 認証に関する業務を行う者の故意、或いは悪意によって虚偽の実地検査・実地調査・判定を行ったことにより、本会が損害を被る場合は、本会は当該従事者に損害賠償を求める事が出来るものとする。

（ 認証業務を行う者の研修 ）

第 28 条 理事長は、検査員・判定員及び認証事務局員に対し、適正な業務を維持する為に、別に定める規程第6号「研修実施規程」に基づき、研修を実施するものとする。

（ 認証業務を行う者の倫理 ）

- 第 29 条 検査員・判定員及び職員は、公正且つ厳正に、又客観的に認証に関する業務を行わなければならない。又、業務の遂行には適正なモラルをもって当たらなければならない。
- 2 検査員、判定員及び職員は、それぞれ利害関係を有する申請者、又は認証事業者に係る認証に関する業務に従事する事は出来ないものとする。
 - 3 同一の認証申請又は確認調査において、検査員及び判定員は同一人が兼ねる事は出来ないものとする。

（ 機密保持及び個人情報の保護 ）

- 第 30 条 本会は、委託先の個人を含む組織の全ての階層において、認証に関する業務の過程で得られる情報の機密を保護するものとする。
- 2 本会の役員、検査員、判定員及び職員、又は、これらの者であった者は認証に関する業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
 - 3 本会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の規定を遵守し、認証の業務を行うに当たって、個人の権利利益を侵害する事のないよう個人情報を適正に取り扱わなければならないものとする。
 - 4 本会は、認証に関する業務を行う為に個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正且つ公平な手段で行わなければならない。
 - 5 本会は、第三者から得た申請者又は認証事業者に関する情報等は、機密情報として取り扱わなければならない。
 - 6 本会は、認証に関する業務を行う目的以外の目的で、個人情報が記録された資料等を当該個人の承諾無しに複写し、又は複製してはならないものとする。
 - 7 JAS法及び他の法令で求められる場合を除き、認証に関する業務を行う者は、特

定の農林物資、特定の認証申請者又は認証事業者に関し、認証に関する業務遂行上知り得た情報は、当該認証申請者又は認証事業者の同意がない限り、第三者に開示する事は出来ないものとする。

- 8 本会は、JAS法及び他の法令に基づき、第三者に情報を開示する場合は、当該認証申請者又は認証事業者に通知するものとする。
- 9 前項の通知は、本会が第58条に規定する公平性委員会から情報開示を求められた場合は、省略することができる。

(禁止業務)

第 31 条 本会は、認証の申請を予定する者及び認証事業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又は、コンサルタントサービスを行う事は出来ないものとする。

- 2 本会は、本会が認証の対象とする農林物資（以下、「認証対象農林物資」という。）の生産、製造、小分け及び販売を行う事は出来ないものとする。
- 3 本会は、いかなる場合であっても認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような農林物資の販売又は、サービスの提供を行わない。
- 4 本会の認証事業者（法人・個人）及び登録認証機関と関係を有する法人（個人も含む）が、認証された製品の生産・販売又は認証された製品に対するコンサルティングを提供している事業者の要員は、認証に係る業務の内、認証の決定（判定）、レビュー及び本会のマネージメントに関与させる事は出来ないものとする。
また、登録認証機関の管理層並びにレビュー及び認証の決定のプロセスに関わる要員は、その別法人の活動に関与してはならない。
- 5 本会の活動は、コンサルティング組織と業務を結びつけて、営業をする事は出来ないものとする。また、特定のコンサルティング組織と連携し、認証に結びつく様な活動及び明示又は暗示を行ってはならない。

(債務及び財務)

第 32 条 本会は、登録認証機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、且つ、認証業務から発生する恐れのある債務に対して、適切な損害賠償保険に加入するものとする。

第 8 章 認証の実施方法、認証の取り消しの実施方法、その他の認証に関する業務の実施方法

(認証に関する業務に係る文書の整備及び管理)

- 第 33 条 本会は、認証に関する業務に係る文書及び記録を別に定める規程第7号「事務取扱及び文書管理規程」に基づき適切に管理するものとする。
- 2 本会は、次に掲げる各号の認証に関する業務に係る文書及び記録等を職員が必要とときに必要な場所で利用出来るよう常に整備するものとする。

- (1) 本会の権限についての情報
- (2) 認証の授与、維持、拡大、一時停止及び取り消しを含む認証に係る手順の説明書
- (3) 認証に関する業務における検査（調査）及び判定方法の情報
- (4) 本会の財政的基盤を確保する手段
- (5) 認証申請者及び認証事業者が支払うべき費用
- (6) 認証申請者及び認証事業者の権利及び義務（格付の表示の取り扱い方法及び本会の略称等を含む。）
- (7) 苦情・異議申し立て及び紛争の処理手順
- (8) 認証事業者及びその認証対象農林物資のリスト
- (9) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）

（ 業務に係る情報の提供 ）

第 34 条 本会は、認証申請者に対し、認証の手順、JAS法（政令、省令、告示、通知を含む。）認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納付方法、認証申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。

- 2 本会は、認証申請者から求めがあった場合は、必要に応じて追加情報等を提供するものとする。

（ 認証の申請 ）

第 35 条 本会の認証を受けようとする者は、「認証申請書」（別記様式第4号1～5）に必要な書類を添付して、本会に申請するものとする。

- 2 本会に申請を予定する者が、認証申請書の様式を必要とする場合は、本会の事務所において入手或いは郵送により配布するものとする。
- 3 申請者は、申請に際して、認証申請書とともに、本会の実施する認証に関する業務に協力することの同意書（別記様式第5—1号）を提出しなければならない。
- 4 本会に認証申請を行う申請者は、生産行程管理者（有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物）及び小分け管理者が、申請を行う日までにそれぞれ第64条に規定する講習を受講し、別に定める規程第13号「講習会等実施規程」に規定する修了証の交付を受けなければならない。

但し、理事長が特別な理由があると認めた場合は、申請を行った後であっても当該判定委員会の開催日までに受講する事が出来るものとする。

（ 認証申請の受理及び審査の準備 ）

第 36 条 本会は、管轄区域内の認証申請者から、前条に規定する申請書が提出され、記載すべき項目に不備がないこと、又、様式及び添付書類等に不備がないことを確認し、認証料の納付を受けた場合には、以下の場合を除き、認証の申請を受理するものとする。

尚、申請の受理を拒否する場合は以下の通りとし、その理由を認証申請者に通知するものとする。

- (1) JAS法に関して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から1年を経過していない者（刑の確定前30日以内にその刑罰に係る認証事業者の役員であった者を含む。）からの申請の場合。
 - (2) 本会又は、他の登録認証機関から認証を取り消されて1年が経過していない者（認証の取り消しの前30日以内にその取り消しに係る認証事業者の役員で有った者を含む。）又は認証機関による認証の取消し手続き中に自主廃業した事が判明した者からの申請の場合。
 - (3) 認証申請者から本会の規程に従わない旨の表明があった場合。
 - (4) 申請の確認の段階で、認証の技術的基準に適合していない事が明確になった場合。
- 2 本会は、認証に係る審査を円滑且つ適格に実施するために、以下の状態が確保されるべく審査を始める前に、認証申請書の内容を十分に確認すると共に、確認作業の記録を保持するものとする。
- (1) 認証のための要求事項が文書によって明確に規定され、申請者に理解されていること。
 - (2) 本会と、認証申請者との間に生じる理解の相違がないこと。
 - (3) 認証申請者が、本会の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類、その他の認証に関する業務の範囲内において、本会が認証に関する業務を行うことを理解していること。
 - (4) 認証申請者が求める申請の認証の範囲に応じて、本会が認証を行う能力を有していること。
- 3 申請の内容が、本会が既に認証した認証事業者の認証の範囲に含まれる場合、それらの検査結果報告書を活用し、第39条に規定する書類審査の結果により審査の一部または全部を省略することが出来る。この場合、その旨及びその根拠を第4項の記録及び検査結果報告書に記録し、申請者が省略の根拠の提示を求めた場合は、その旨説明を行うものとする。
- 尚、この場合の実地検査（調査）を省略した場合にあっては、認証手数料或いは調査手数料の検査（調査）料の減免を行うことが出来るものとする。
- 4 本会は、申請者の受理を行った場合は個別認証業務管理台帳（別記様式第6号）に記載し、受付番号を付して整理し、保存するものとする。
 - 5 本会は、審査に必要な準備作業の管理が出来るよう、予め個別の認証申請の審査に係る業務の計画を作成するものとする。

（ 検査員及び判定員の指名 ）

- 第 37 条 理事長は、個別の申請に係る書類審査又は実地検査を行う者を、検査員の中から指名するものとする。尚、検査員には、申請者の規模等により、必要十分な人員を指名するものとする。
- 2 理事長は、個別の申請に係る書類審査又は実地検査（調査）を行う検査員及び個別の申請に係る検査結果の内容の妥当性の評価結果の判定を行う判定員の指名に際し、当該年度（通常、4月1日から、翌年の3月末日まで）有効の検査員又は判定員に対

し、検査又は判定業務委託書（別記様式第16-1号、16-2号）を発行し、委託するものとする。

- 3 理事長は、認証の為に判定を行う者を判定員の中から指名する。但し、同一申請について検査員に指名された者は、判定員として指名する事は出来ないものとする。
- 4 検査員及び判定員の指名に当たっては、過去2年間に於いて認証申請者と技術指導、コンサルタント、取引、雇用及び競合その他の利害関係を有する、又は有していた者を指名する事が出来ないものとする。
- 5 検査員及び判定員の指名に当たっては、認証申請者と4親等内の縁戚関係にある者は指名出来ない。
- 6 本会は、包括的且つ正確な評価を確実にに行わせる為に検査員及び判定員に認証申請書、報告書式、検査業務マニュアル、その他必要な情報及び適切な作業文書を与えるものとする。
- 7 前項の書式、基準書等の作業文書を最新の状態にしておかなければならない。

（ 実地検査・調査計画書等 ）

- 第 38 条 前条の規程により指名された検査員は、検査（調査）計画に基づき、認証申請者と日程調整の上、「実地検査（調査）の計画書及び通知書」（別記様式第7号）を作成して実地検査（調査）の3日前までに申請者に通知するものとする。
- 2 検査員は、前項の計画書に基づき、あらかじめ実地検査（調査）の日時、面接及び立会者、申請者が準備すべき書類、検査（調査）箇所等について申請者と決めておき、効率的且つ的確な実地検査（調査）を行うものとする。
 - 3 認証申請者が、検査員の指名について異議の申し立てを行う場合は、第1項の日程調整の日から実地検査（調査）実施日の前日までの間に行わなければならない。

（ 検査・調査の実施 ）

- 第 39 条 検査員による検査（調査）は、別に定める「検査業務マニュアル」に基づき、書類審査及び実地検査（調査）により行うものとする。
- 2 検査員は、実地検査（調査）の最後に認証申請者の責任者と会議を持ち、その会議の場で認証の技術的基準への適合に関して「実地検査（調査）結果後の会議及び誓約書」（別記様式第8号）を2部作成し、その1部を認証申請者において保持するものとする。
 - 3 検査・調査の実施において、検査員の区分（有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物）に係わらず、当該検査（調査）対象の小分け事業者については、その種別及び区分は問わないものとする。
 - 4 第36条第3項の規程に基づき、審査の一部又は全部を省略する場合であって、書類審査の結果、申請内容が認証の技術的基準に適合すると判断される場合は、実地検査・調査の一部又は全部を省略することが出来るものとする。

（ 検査・調査結果の報告及び通知 ）

- 第 40 条 検査員は、検査（調査）結果を速やかに「検査（調査）結果報告書」（別記様式第9号1～5）の作成を行い、実地検査（調査）で入手した写真、その他判定に資する資料を適宜添付して理事長に報告するものとする。
- 2 検査（調査）結果報告書は、認証申請者が是正すべき事項を特定して作成するものとする。
- 3 情報の不足から実地に検査（調査）出来なかった事項についてはその旨を記載する。
- 4 理事長は、「検査（調査）結果報告書」及び「実地検査（調査）結果後の会議及び誓約書」において、指摘された是正事項の処置について、申請者及び認証事業者の回答、或いは報告書の記載内容に問題等があれば、必要に応じて再度、是正の処置を求める通知をするものとする。

（ 是 正 措 置 ）

- 第 41 条 理事長は、認証申請者に対し「検査（調査）結果後の会議及び誓約書」への意見の提出を求め、同報告書で指摘した事項を是正するために実施した処置又は一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による回答を求めるものとする。
- 2 理事長は、前項の回答について、全面的又は部分的な再検査（調査）が必要か否か、又は第49条に定める認証事項の確認調査中に確認する事で、十分と認められるか否かについて、認証申請者に通知するものとする。

（ 再検査・再調査 ）

- 第 42 条 検査員は、第39条第2項により指摘した事項が第41条による所定の期限内に是正された場合は、必要に応じて当該部分の再検査（調査）を行い、検査（調査）結果報告書に再検査（調査）の結果を追記した、「最終報告書」（別記様式第9号3）を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、第40条第1項に規定する検査（調査）結果報告書の内容と前項の最終報告書との内容が異なる場合は、その差異に関する説明を付して最終報告書の内容を申請者に通知する。

（ 審査結果のレビュー ）

- 第 43 条 理事長は、判定員に審査結果の妥当性を確認させるものとする。
- 2 判定員は、申請書及び検査結果報告書の内容の妥当性を評価し、理事長に認証推薦書により報告をする。
- 3 第1項の審査結果の妥当性の確認は、次条の認証の判定と同時に行うことが出来る。その場合は、第2項の認証推薦書の文書化を省略することが出来るものとする。

（ 認証の可否の判定 ）

- 第 44 条 理事長は、別に定める規程第8号「判定委員会設置運営規程」に基づき、判定員

で構成する判定委員会を設置する。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、判定委員会を経ず判定を行うことができる。

- 2 理事長は、認証の為に判定を行う者を判定員の中から指名する。なお、同一申請案件について検査員に指名された者及び過去2年間において、認証申請者と利害関係を有する又は有していた者は、判定員には指名出来ないものとする。
- 3 判定委員会は、認証申請書及び検査（調査）結果報告書等に基づき、認証の可否について審議を行い、指名された判定員は、案件毎に判定結果報告書（別記様式第15号）を理事長に提出・報告するものとする。
- 4 第37条の規程により指名された判定員は、判定委員会の意見を踏まえて申請者及び認証事業者に対して要求される事項等を（JAS 法施行規則第48条第1項第1号の二の規程、並びに日本農林規格、及び認証の技術的基準、関係告示等の規程）満たしているか否かを判断基準に、認証の可否の判定を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、判定の結果、認証の申請に係る農林物資の認証の技術的基準に不適合の場合は、判定結果通知書（別記様式第10号）によりその理由を付して当該認証申請者に通知するものとする。
- 6 本会は、審査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

（ 認証契約 ）

第 45 条 本会は、申請者に対して認証を行おうとするときは、当該認証申請者と認証契約書（別記様式第5-2号）により、契約を締結するものとする。

- 2 第1項の認証契約書は、判定結果の通知及び認証証の発行の事前に取り交わさなければならないものとする。尚、認証契約書は、申請時に取り交わすことも出来るものとする。（登録認証機関 代表者を「甲」とし、認証申請者若しくは認証生産行程管理者を「乙」とし、以下の各号について、認証契約を締結するものとする。）
- 3 認証契約書は、認証の取り消し又は格付業務の廃止が有るまで有効とする。
- 4 本会は、認証申請者と取り交わす認証契約書には、登録認証機関及び当該認証申請者の両者の負うべき責任を明確にし、少なくとも以下の事項を含んだ内容の契約書とすること。（登録認証機関 代表者を「甲」とし、認証申請者若しくは認証生産行程管理者を「乙」とし、以下の各号について、認証契約を締結するものとする。）
 - （1）甲・乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
 - （2）本契約の有効期間は、契約締結の日より、乙が格付業務を廃止した日又は甲が乙に対し、当該認証を取り消した日までとする。
 - （3）乙は、認証に係る事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること及び格付けされる製品が継続して JAS 規格を満たしていること。
 - （4）乙は、格付の表示に係る JAS 法の規定を順守しなければならない。また、有機 JAS マークは部外者の入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数等の管理を適切に行わなければならない。
 - （5）乙は、格付の表示を行って出荷をするときは、当該製品又はその包装、容器若

しくは送り状に「有機」の表示及び有機 JAS マークを付すことによる格付を行って出荷し、その格付実績を記録しておかなければならない。

- (6) 乙は、格付検査において不合格品が生じた場合は、当該不合格品に有機の表示を行ってはならない。又、不合格品は合格品と混合することないよう明確に区分して貯蔵、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じなければならない。
- (7) 乙は、農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告、若しくは物件の提出の請求を拒否し、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否、妨害、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならない。
- (8) 乙は、認証事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、予め甲に通知するものとする。尚、本項を含め、乙に課せられる責務が解除されるのは、事業廃止届けが、甲に達した30日後とする。
- (9) 乙は、認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証対象農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容、その他の認証に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにしなければならない。
- (10) 乙は、認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、認証対象農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならない。
- (11) 乙は、甲が(9)又は(10)に違反すると認めて、情報の提供の方法改善又は中止を求めたときは、これに応じなければならない。
- (12) 乙は、(9)又は(10)のほか、第三者に認証、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行う場合は、認証対象農林物資以外の製品について甲の認証を受けていると誤認させ、又は甲の認証の審査の内容、その他の認証に関する業務の内容について誤認させる恐れのないようにしなければならない。
- (13) 乙は、甲が実施する認証事項の確認検査(調査)、臨時確認調査及び無通告調査等に協力するものとする。
- (14) 乙は、認証の為の検査(調査)及び臨時確認調査の判定結果通知書(別記様式第10号)の判定結果に不服がある場合は、当該判定結果通知書を受理してから、10日間以内に書面にて、その理由を付して甲に再審査の請求が出来るものとする。
- (15) 乙は、認証証に係る圃場又は事業所における年間の生産(製造、小分け)計画を策定し、当該計画を毎年本会に提出しなければならない。
- (16) 乙は、生産行程管理記録又は小分け管理記録、及び格付検査の記録、不合格品処分の記録、JAS マークの管理記録を作成し、根拠書類とともに当該製品の出荷の日より3年間以上保持しなければならない。
- (17) 乙は、毎年6月末までにその前年度の格付実績及び面積報告を甲に報告しなければならない。

- (18) 甲は、乙に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は事務所、圃場、製造所等に立ち入り、格付け、農林物資の情報の提供、認証対象農林物資、原料、施設（圃場、製造所等）、帳簿、その他の物件を検査（調査）し、若しくは関係者に質問することが出来る。また、本会の検査員以外の要員や、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの立会調査の調査員等を受け入れること。
- (19) 乙は、認証の取り消し又は格付業務の廃止、格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の停止を請求された場合は、甲の請求通りに認証に係る製品の全ての情報の提供等中止し、認証証を返却するものとする。
- 2 甲は、乙が認証の取り消し、若しくは格付業務の廃止後、相当に期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止及び甲が適当でないと認める格付の表示の除去、若しくは抹消を行わない場合は、その旨の公表を行う。
- (20) 乙は、認証証の写しを取引先等に提供する場合は、複製で有る旨を明記し、全てを複製するものとする。
- (21) 乙は、JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置を講じると共に、その記録を甲の求めに応じて甲に利用させること。
- (22) 乙が本契約に違反し、又は(18)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査（調査）を拒否、妨害、若しくは忌避をしたとき、又は認証手数料若しくは調査手数料等の支払いが行われない場合は、甲は、認証の取り消し、若しくは格付業務及び格付表示を付した農林物資の出荷の停止を請求できるものとし、又は甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消の請求をすることができる。
- (23) 甲は、乙が前条の請求に応じないときは、その認証を取り消すことが出来る。
- (24) 甲は、乙の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類、認証に係る圃場等の名称及び所在地並びに認証の年月日並びに認証番号、また、(22)の規定による請求をしたとき又は認証を取り消したときは、当該請求、又は認証取り消しの年月日及び当該請求又は認証の取り消しを行った理由並びに格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日及び認証番号を公表するものとする。
- (25) 甲は、甲の認証業務の公平性について、公平性委員会の審査を受ける場合において、委員より乙の情報の開示を求められた場合は、乙の認証申請書、検査結果報告書、判定結果等全ての情報を開示することが出来る。
- (26) 甲は、認証に関する業務において得られる情報等について、JAS法及び業務規程で定める事項を除き、機密情報等として適切に取り扱わなければならない。又、同様に認証に関する業務を実施するに当たり、乙の権利・利益を侵害する事の無きよう個人情報等を適切に取り扱わなければならない。
- (27) 甲は、乙の認証に係る農林物資について、第三者からの苦情及び異議申し立ての有った場合は、業務規程第65条に定めるところにより処理を行うものとする。又、乙が認証に係る農林物資について、第三者から苦情の申し立てを受けたとき又は乙と第三者との間において紛争が生じたときは、乙はその責任と負担において解

決を図るものとする。

(28) 甲が乙に対し、認証の技術的基準の適合の判定を行う際、資材メーカーから提出された証明書において、虚偽、誤認又は瑕疵があった場合、当該証明書に基づいて判定を行った結果、乙に損害が生じた場合においても甲はその責を負わないものとする。

(29) この契約書に記載のない事項又は契約書の条項の疑義については、甲・乙協力して定めるものとし、協議の整わないときは甲の解釈により定めるものとする。

(30) 乙は、認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止し、甲が適当でないと認める格付の表示の除去若しくは抹消すること。

(認証証の交付)

第 46 条 理事長は、判定の結果、当該農林物資の認証の技術的基準に適合すると認められ且つ、前条の認証契約を締結した場合は、申請者に対し遅滞なく認証証（別記様式第 11 号）を交付するものとする。

2 理事長は、第 53 条の判定の結果、認証範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は、認証の対象範囲を変更して認証証を交付するものとする。

3 理事長は、第 53 条第 4 項に規定される格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行った場合は、認証事業者に認証証を返還させることができる。この場合において、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除が適切と認められた場合は、返還させていた認証証を返却する。

4 認証証を破損又は紛失した場合は、認証事業者はその旨を速やかに事務局に届け出、再発行を受けることが出来る。尚、その為に発生した経費は、認証者にて負担するものとする。

(判定結果の不服申し立て)

第 47 条 判定結果に不服のある者は、判定結果通知書を受領してから 10 日以内に書面にてその理由を付し、理事長に再審査の請求をする事が出来るものとする。

2 理事長は、前項の請求を受領した場合は、再審査が必要と認められた時は、検査員に再検査（調査）業務を委託するものとする。

3 当該再検査（調査）業務に係る費用は、第 12 条の規程を準用し、再検査（調査）実施の前に再申請者が納付するものとする。

(再判定と通知)

第 48 条 理事長は、再検査（調査）結果報告書の提出を承けて、判定委員会を招集し、再判定を行わせるものとする。

2 再判定の結果の通知については、第 44 条及び第 45 条の規程を準用し、速やかに行うものとする。

- 3 当該再判定業務に係る費用を第12条の規程を準用し、認証申請者から所定の判定料を徴収する事が出来る。
- 4 再判定の結果、再び当該農林物資の認証の技術的基準に適合しないと再判定された申請者は、再度審査の請求は、出来ないものとする。

(認証事項の確認)

第49条 本会は、認証事業者がその後も継続して当該農林物資の認証の技術的基準を満たしていることを確認する為、別に定める「検査業務マニュアル」に基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査を実施するものとする。(年次調査)

- 2 認証事項の確認調査は、概ね1年に1回、認証時の審査の方法に準じて実施する。尚、特に必要があると認めた場合は、臨時調査を行う事が出来るものとする。
- 3 認証事業者の認証を行った日、又は認証の技術的基準に適合していることを確認した日から、農林水産大臣が定めた期間内に事前に通知して行うほか、当該期間内の認証事項の一部又は全部に対し、事前に通知すること無く認証事項等の確認を行うものとする。

尚、この実地の調査については、本会が認証に係る認証事業者の内、必要と認めた一部の認証事業者に対し行うものとする。

- 4 有機農産物又は有機飼料の定期的確認調査において、グループ認証の生産行程管理者で、新規認証又は新たな圃場の追加の対象とした実地調査を除き、以下の条件を満たした場合、サンプリングによる抽出ほ場を対象とした実地調査を行うことが出来る。

(1) 生産行程管理者であって、確認対象のほ場等を直接管理する者とは別のものとし、年に1回以上現地確認を行い把握していることの事前確認を行うこと。

(2) サンプリングによる抽出ほ場数については、10以上、若しくは総ほ場数の平方根(少数点第一位を四捨五入。)の多い方の数以上とする。

- 5 本会と認証事業者の双方において合意を前提とし、現地を訪問して行う実地調査と、同水準の内容が確保できる場合は、以下の条件を満たした上でリモートで行う事が出来る。

(1) 新規認証の調査(検査)、若しくはほ場や施設の追加の場合は、除くものとする。

(2) ほ場、施設の状況については、オンラインでの動画撮影、若しくは写真によりリアルタイムで確認すること。

(3) その他の確認事項は、オンライン又は電話、ファックス及びメール等を利用し確認すること。

- 6 本会は、認証事項の確認調査の対象となる認証事業者に対し、調査申請書(別記様式第12号1~5)の提出を求めるものとする。

7 認証事項の確認に係る実施方法は、第37条から第44条の規程に準じて行うものとする。

- 8 検査員は、認証事項の確認結果に基づき調査結果報告書を作成し、判定員は、その調査結果報告書に基づき、引き続き当該農林物資の認証の技術的基準に適合しているかどうかの判定を行うものとする。

9 理事長は、判定結果を速やかに当該認証事業者へ通知するとともに、改善すべきところが有れば、改善報告書の提出を求めるものとする。

1.0 判定委員会により、「認証を継続すべきでない」との判定結果が出た場合、又は認証事項の確認調査の過程において JAS 法に違反する行為を行った事実を発見した場合は、理事長は、第 53 条の規程に基づき必要な処置を行う。

1.1 認証事項の確認の結果、認証を受けている圃場又は製造所の一部が不適となった場合は、第 46 条第 2 項の規程に準じて認証の対象範囲を変更して認証証を再発行するものとする。

尚、この場合、既発行済みの認証証は、本会へ返還するものとする。

（ 認証事項の確認に関する不服申し立て ）

第 50 条 認証事項の確認に係る、判定の結果に不服のある場合の申し立て、及び再調査の実施請求については第 47 条及び第 48 条の規程を準用するものとする。

（ 変更届け及び確認事項の臨時確認調査 ）

第 51 条 本会は、認証事業者から第 45 条第 4 項第（8）の確認事項に関する認証事項等変更申請書（別記様式第 14 号）の提出があった場合、又は認証事業者が認証事項を変更したことを知った場合は、その内容が認証事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、当該認証事業者へ通知するものとする。

2 本会は、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要とする判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。

3 認証事項の臨時確認調査の実施方法は、第 49 条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行い、書類審査の結果、認証の技術的基準に適合すると確認出来た場合は、実地の調査を省略することが出来る。尚、省略する場合は、その旨を記録するものとする。

（ 情報提供等に基づく認証事項の臨時確認調査 ）

第 52 条 本会は、第 49 条及び第 51 条に定める場合の他に、第三者からの情報提供その他の方法により認証事業者が認証の技術的基準に適合しない恐れのある事実を把握したときは、認証事項の臨時確認調査を行うものとする。

2 認証事項の臨時確認調査の実施方法は、第 49 条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行う事とし、手数料（別表 2）を徴収するものとする。

但し、臨時確認調査の目的となる事項を特定して調査を実施することが出来るものとする。

3 認証事業者が当該農林物資の認証の技術的基準に適合しているかどうか、又は製品が当該農林物資の JAS 規格に適合しているかどうか不明なときは、認証事業者に対して、本会が許可するまでは、当該農林物資に格付の表示を付して出荷してはならないことを要求することが出来る。

(調査結果に基づく判定)

第 53 条 理事長は、第49条から第52条に定める調査を実施したときは、第44条に準じて調査結果の評価及び審議を行わせる。

2 判定委員会は、調査結果報告書に基づき、認証の維持、認証の縮小若しくは拡大、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止、認証の取り消しについて、審議を行うものとする。

3 判定員は、前項の審議の結果を踏まえ、判定を行いその結果を理事長に報告するものとする。

4 判定委員会の判定基準は以下の通りとする。

(1) 認証の維持

認証事業者が当該農林物資の認証の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認証の拡大又は縮小

認証範囲の変更後の状態が当該農林物資の認証の技術的基準に適合していること。

(3) 情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供を抹消することの請求。

1) 認証事業者が第45条の認証契約(9)若しくは(10)の規程に違反したとき。

(4) 格付業務の停止(次に掲げる2)から4)については、当該請求に係るものに限る。)又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止。(次に掲げる2)から4)については、当該請求に係るものに限る。)

1) 故意又は重大な過失でない JAS 法の規程に違反したとき。(但し、軽微なものは改善要求の対象とする。)

2) 認証事業者が JAS 法第10条第6項若しくは第7項、第37条に違反し、本会が業務の改善に関して必要な措置を講じることを請求した場合。

3) 認証事業者が要求事項に違反し、本会が当該認証事業者に対し、情報の提供の改善を請求し、又は情報の提供を停止することを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに相当の期間を要すると見込まれるとき。

4) 当該農林物資の認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1年以内に認証の技術的基準に適合することが見込まれるとき、又は認証の技術的基準に適合しなくなる恐れがあると認められるとき。

5) 認証事業者が正当な理由がなくて報告、若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出をし、又は検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。(当該認証事業者が真実且つ、正確な報告をし、又は当該認証事業者が検査・調査に応じ、当該検査・調査が終了するまでの間。)

(5) 認証の取り消し

1) 認証事業者に係る認証事項が、認証の技術的基準に該当しなくなった場合であって、1年以内に当該認証の技術的基準に該当するものとなる事が見込ま

れないとき。

- 2) 認証事業者が、JAS 法第 10 条第 6 項若しくは第 7 項、第 37 条の規程に違反した場合であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。
 - 3) 農林水産大臣が、本会对し、本会が認証した認証事業者が、正当な理由なくして JAS 法第 39 条第 1 項の規程による命令に違反し、又は JAS 法第 65 条第 2 項の規程による報告、若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項若しくは第 66 条第 2 項の規程による検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。
 - 4) 認証事業者に係る認証事項が当該農林物資の認証の技術的基準に適合しなくなったとき（（1）に該当する場合を除く。）は、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するため必要な措置を請求し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講じる期間、格付の表示の付してある農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認証事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。
 - 5) 認証事業者が要求事項に違反し、本会が当該認証事業者に対し、情報の提供の改善を請求し、又は情報の提供を停止することを請求した場合において、当該請求に係る必要な措置を講ずるのに要する期間が 1 年を超えると見込まれるとき。
 - 6) 認証事業者が正当な理由がなくて報告、若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、若しくは虚偽の物件の提出をし、又は検査・調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止を請求した場合において、認証事業者が正当な理由なくしてこの請求に応じないとき。
 - 7) 1) から 7) までに定めるもののほか、認証事業者が認証に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認証事業者が指導に従わないときで有って、認証の取り消し以外の適切な措置が講じられないとき。
 - 8) その他、「日本農林規格等に関する法律施行規則」第 48 条第 1 項第 3 号の規定に該当すると認められるとき。
 - 9) 認証事業者が、認証手数料及び調査手数料（臨時確認調査及び再検査（再調査）も含む。）の納付期日（本会は認証申請書の受理した日及び調査申請書の受理した日）より起算して 30 日経過後、未納入の場合は、再度未払い金の請求を行うものとし、未払い金の請求にも係わらず再請求の日から 60 日経過後納付されない場合、理事長から判定委員会に対して取り消しの請求を求められたとき。
- （6）前項（5）の 2）の重大な過失は、次の通りとする。

- 1) 認証事業者の過ちにより、1 年以上に渡って、JAS 規格不適合となった農林物資の一部に JAS マークを付して出荷した場合。
 - 2) 一年以上にわたり、誤って一部の農林物資の格付検査をせず、JAS マークを貼付して出荷した場合。
 - 3) 1 年以上に渡り、格付記録の一部記入を失念していた場合。
 - 4) 格付記録簿に 1 年以上に渡り誤った記録をしていた場合。
 - 5) その他本会が重大な過失と認める事案が生じた場合。
- 5 理事長は、判定結果を当該認証事業者に通知する。
- 但し、認証の取り消しの通知をしようとするときは、その 1 週間前までに当該認証の取り消しに係る認証事業者にその旨を知らせ、弁明の機会を与えるものとする。
- 6 理事長は、認証事業者が格付業務を廃止したとき、認証を取り消したとき、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行ったとき、並びに認証の縮小を行ったときは、当該認証事業者が引き続き認証された状態にある様な情報の提供の中止又は修正等、必要な措置を併せて請求する。
- 7 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求をしたときは、当該決定の是正措置等の連絡をさせるため、1 名以上の検査員を指名する。
- 8 本会は、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

(格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求の解除)

- 第 54 条 理事長は、格付業務の停止請求並びに格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求を行った認証事業者から、当該請求に対し、是正を行った旨の報告を受けた場合は、第 51 条の規程に準じて、是正措置の確認を行い、当該請求の解除を行うものとする。
- 2 格付業務の停止請求及び出荷停止の請求の解除に当たっては、当該解除の手順として、当該評価のプロセスに従事した者以外の判定員がレビュー及び判定を行うものとする。
- 3 前項に規定する解除の通知を行うものとし、また、認証の返還も併せて行うものとする。
- 4 第 1 項の是正措置の内容において、認証事項等の変更が発生した場合にあっては、公開情報等の修正を行うものとする。
- 5 格付業務の停止及び出荷停止の請求（一時停止）の解除を行うときは、公開情報等の修正を行うものとする。

(認証事業者の違反に対する対応)

- 第 55 条 本会は、認証事業者の違反に対し、以下の通り対応するものとする。

- (1) 認証事業者の認証を取り消した場合。
 - 1) 認証の取り消し後 1 年間は、再認証の申請を受け付けないものとする。
 - 2) 再認証の際は、違反事項に対する原因究明、再発防止の為にシステムの再

構築及び是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。

- 3) 是正されたシステムの実地調査を行い、再発の危険がないと判断された場合は再認証の処理を行う。

(2) 格付業務及び JAS マーク貼付品の停止を行った場合

- 1) 格付業務を再開する際は、違反事項に対する原因究明、再発防止の為にシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。
- 2) 是正されたシステムの実地調査を行い、再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開させるものとする。

(3) 是正事項の改善の要求を行った場合

- 1) 違反事項に対する原因究明、再発防止の為にシステムの再構築、是正されたシステムの検証についての改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。
- 2) 必要に応じて是正されたシステムの実地調査を行い違反が生じないことを審査する。

(JAS 規格及び認証の技術的基準等の改正)

- 第 56 条 本会は、JAS 規格又は認証の技術的基準等が改正された場合、認証事業者並びに認証業務に従事する者等へ、当該文書又は電磁的方法により通知するものとする。
- 2 本会は、認証の技術的基準の改正により、認証事業者が講じた処置を確認するものとする。

第 9 章 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

- 第 57 条 理事長は、公平性に係るリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努めるものとする。
- 2 公平性のリスクの特定等は、規程第 17 号「公平性リスク分析規程」によるものとする。

(公平性委員会)

- 第 58 条 本会は、認証業務の全てに関する公平性について、本会が設置する「公平性委員会」において、毎年 1 回以上審査を受ける為、招集するものとする。
- 2 前項の手順は、別に定める規程第 16 号「公平性委員会設置・運営規程」によるものとする。
- 3 理事長は、前項の公平性委員会から求めが有った場合は、公平性の審査に必要な情報等について、各委員が入手或いは閲覧出来る様にしなければならない。

- 4 公平性委員会は、本会の認証業務等の公平性について審議し、その結果を理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、前項の公平性委員会からの助言又は指導を受けた場合は、原則として速やかにこれに従うものとする。
- 6 第1項の公平性委員会の審査の内、本会の認証業務の審査に係る記録を文書化し、5年間保存するものとする。

（ 内部監査の実施 ）

- 第 59 条 理事長は、認証業務が適正に実施され、また、認証業務の実施体制が維持されているかを検証するために、認証に関する業務に対する内部監査を少なくとも1年に1回以上定期的に実施するものとする。
- 2 内部監査の手順は、別に定める規程第9号「内部監査規程」によるものとする。
 - 3 内部監査は、認証に係る全ての業務について実施する。
 - 4 内部監査の結果は、文書化し、5年間保存するものとする。

（ マネジメントレビュー ）

- 第 60 条 理事長は、認証業務の実施の適切性及び有効性について、マネジメントレビューを毎年1回以上実施するものとする。
- 2 前項の確認の方法は、理事長が別に定める規程第10号「業務の手順見直し実施規程」の規程によるものとする。
 - 3 認証に関する業務の見直しの記録は、文書化し5年間保存するものとする。

（ 不適合業務 ）

- 第 61 条 理事長は、別に定める規程第11号「不適合業務管理規程」により不適合業務の是正及び予防に努めるものとする。

（ 外部監査の受け入れ ）

- 第 62 条 理事長は、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査を受け入れ、監査の実施に協力するものとする。

第 10 章 その他認証に関する業務の実施に必要な事項

（ 認証事業者の認証番号及び施設の登録番号 ）

- 第 63 条 認証事業者の認証番号及び施設の登録番号の表記は、別表5号によるものとする。

（ 講習会の実施 ）

- 第 64 条 本会は、次の講習会を毎年3回以上開催するものとする。
- (1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程管理責任者並びに小分け責任者講習会。

(2) 格付担当者講習会

- 2 講習会は、別に定める規程第13号「講習会等実施規程」に基づき実施するものとする。
- 3 一般社団法人日本農林規格協会、又は有機 JAS 登録認証機関協議会、並びに本会が指定する登録認証機関が行う、第1項に係る講習会は、本会が指定する講習会とする事が出来るものとする。
- 4 本会は、必要に応じて検査員・判定員養成の為に講習会を開催する。

(苦情、異議申し立て及び紛争の処理)

- 第 65 条 本会は、申請者若しくは認証事業者、又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申し立て又は紛争を別に定める規程第12号「異議申し立て及び苦情処理規程」に基づいて処理するものとする。
- 2 本会は、苦情、異議申し立て及び紛争の経緯及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録するとともに、有効性の評価を行う。
 - 3 本会は、賠償責任などの債務に対して以下により適切に対処するものとする。
 - (1) 理事長は、認証業務に関連した活動から生じる賠償責任等に対処するため、理事会において「損害賠償対処方法」を別に定め、本会の役職員及び認証に関する業務に従事する者は、これに従わなければならないものとする。
 - (2) 理事長は、賠償責任などの債務に対して必要が生じた場合は、NPO 賠償責任保険、役員賠償責任保険に加入する事ができるものとする。
 - 4 苦情又は異議申し立ての解決の為に決定は、当該案件に関わる認証業務に関与しない者が決定しなければならないものとする。

(認証及び格付の表示の管理等)

- 第 66 条 本会は、認証事業者による認証証及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。
- 2 本会の役職員、検査員、判定員及び認証事務局員は、認証事業者による不適正な格付の表示を発見したときは、直ちに理事長に報告するものとする。
 - 3 本会の役職員、検査員、判定員及び認証事務局員は、認証事業者又は非認証事業者による宣伝、カタログ、その他の媒体において認証制度の不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけた時は、理事長に報告するものとする。
 - 4 理事長は、前2項の報告があったときは、当該認証事業者が本会による認証を受けた者である場合は、速やかに適切な処置を講じるものとし、当該認証事業者が他の登録認証機関の認証を受けた者、若しくは JAS 法による認証事業者でない者である場合は、その内容を農林水産大臣或いは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターに報告するものとする。

(輸出証明書の発行業務)

- 第 67 条 本会は、JAS 制度と外国の制度との同等性承認に基づき、輸出証明書の発行業務を行う事が出来る。輸出証明書の発行業務は、事務局長が担当する。

- 2 発行業務を行う対象農林物資は、有機農産物及び有機加工食品とする。
- 3 発行業務の対象とする輸出先国は、米国、カナダ、EU加盟国、スイス、英国、台湾とする。
- 4 輸出証明書の発行を受けようとする者は、「輸出証明書発行申請書（別記様式第17号）」に必要な書類等を添付して申請するものとする。
- 5 輸出証明書発行申請書が提出され、輸出予定品が輸出先国との同等性の条件を満たしているかなど、当会認証事務局員による申請内容の確認の結果、事務局長が輸出証明書の発行が可能と判断した場合に、輸出証明書の発行を行う。
- 6 輸出証明書を発行した場合は、1月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

（ 報告及び公表 ）

第 68 条 本会は、次に掲げるときは、遅滞なく農林水産大臣に報告するとともに、事務所に
おいて公衆の縦覧に供すると共にインターネットの利用、その他適切な方法によりこ
れらの情報を提供するものとする。

- (1) 認証を行ったとき
- (2) 認証事業者に対し、格付業務及び格付の表示に付してある農林物資の出荷を停
止することを請求したとき
- (3) 認証事業者が格付業務を廃止したとき
- (4) 認証を取り消したとき
- (5) 認証の内容に変更等が生じたとき

2 前項の情報提供を行う内容は以下の事項とする。

- (1) 認証を受けた者（出荷停止を請求した者、格付業務を廃止した者、認証を取り
消した者）の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証に係る農林物資の種類
- (3) 当該認証に係る圃場、製造所又は事業所等の名称及び住所
- (4) 認証（出荷停止の請求、格付業務の廃止、認証の取り消し）の年月日
- (5) 認証に係る認証番号
- (6) 農林物資の出荷停止の請求にあっては請求の理由、認証の取り消しにあっては取
り消しの理由

3 本会は、認証事業者から前年度の格付実績及び面積報告の報告を受け、農林物資
の種類ごとにとりまとめ、毎年9月迄に、農林水産大臣に報告するものとする。

4 認証を取り消された事業者が、当該認証の取り消し処分を受けた日から、相当の
期間が経過した後も、当該認証に係る広告等の使用の停止及び格付表示の停止若し
くは表示の除去・抹消を行わないときは、その旨の情報を公表すること。

5 第1項に掲げる事項の情報提供の期間は、次に定める期間行うこととする。

- (1) 格付表示の停止及び格付け品の出荷停止請求をした日から、当該停止の解除を
行った日まで。
- (2) 認証を取り消した日から、1年を経過する日までの間。

(3) その他、JAS法施行規則第48条第1項第四号のトに規定する期間

(管轄裁判所)

第 69 条 申請者若しくは認証事業者の利害関係者と、本会との間で訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟金額、内容の如何に関わらず、本会の所在地を管轄する簡易裁判所或いは、地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第 70 条 この規程に定めるものの他、認証に関する業務に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、登録認証機関の認可登録された日から施行する。
- 2 2006年11月30日 認可・登録されたので、同日より施行。
- 3 2007年 9月18日 改訂・施行
- 4 2007年12月10日 改訂・施行
- 5 2008年 9月29日 改訂・施行
- 6 2009年 4月20日 改訂・施行
- 7 2010年12月 1日 改訂
- 8 2011年 1月21日 改訂
- 9 2012年 8月28日 改訂 (ISO/IEC 17065の運用)
- 10 2013年11月 1日 改訂・施行
- 11 2014年 5月 1日 改訂・施行 (FAMIC 神戸の指摘により、改訂・施行)
- 12 2016年 1月29日 改訂
- 13 2016年 5月 1日 改訂・施行
- 14 2016年12月 5日 改訂・施行
- 15 2017年 4月28日 改訂 (2017年 5月10日施行する。)
- 16 2018年10月31日 改訂 (2018年11月30日施行する。)
- 17 2020年 5月15日 改訂 (2020年 6月16日施行する。)
- 18 2022年12月23日 改訂 (2023年 2月22日施行する。)